

静岡市振込通知オンライン化業務 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

現在、相手方番号を利用し口座払した債権者に対しては、圧着ハガキにより振込内容を通知しているところである。郵便料金の高騰や振込通知書を作成する事務作業量の負担が大きいことが課題となっている中で、昨今のデジタル技術の進展、ペーパーレス化の浸透状況を踏まえ、オンラインで振込内容を通知するシステムを構築し、事務の効率化を目指していく。

2 業務の概要

- (1) 業務名 令和8年度 会委第3号 静岡市振込通知オンライン化業務
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和9年3月31日
なお、オンライン化の運用開始は令和8年10月1日を予定している。
- (4) 契約上限金額 6,617,000円（消費税及び地方消費税10%を含む）
ただし、費目による内訳は次のとおりとする。
 - ①委託料（システム導入費用及びオンライン化案内費用）
2,915,000円
 - ②使用料（サービス基本利用料）
3,702,000円（※令和8年10月から令和9年3月利用分）

(5) 支払方法

- ①システム導入業務費用（初期設定を含む。）及びオンライン化案内業務費用
導入業務等完了後、本市の検査を経て、受託者からの請求に基づき支払う。
- ②サービス基本利用料（月額費用）
支払い金額については、原則、本市の利用状況等に基づき、本市と受託者との協議の上、決定する。ただし、総額の上限については「(4) 契約上限金額」に記載の金額とする。また、支払いについては、本市の検査を経て受託者からの請求に基づき支払う。

3 プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項

申請日から見積徴取日までの間、次に掲げる条件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225

- 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (3) 暴力団員等(静岡市暴力団排除条例(平成25年静岡市条例第11号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)、暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)及び暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと。
- (4) 企画提案書提出日から見積徴取日まで静岡市入札参加停止等措置要綱(令和6年4月1日施行)による入札参加停止措置の期間中でないこと。
- (5) 直近1年間において、市税(静岡市に納税義務があるもの。)、消費税及び地方消費税について滞納がないこと。
- (6) 国又は地方自治体において、振込通知のオンライン化業務を受託した実績があること。
- (7) 静岡市の電算業務に係る競争入札参加資格者として認定されている者であること
(企画提案書の提出期限までに競争入札参加資格審査申請書を提出した者で、かつ、見積執行日において、静岡市の電算業務に係る競争入札参加資格者として認定されている者を含む。)

4 審査スケジュール

内容	期間	注意事項
質問受付	令和8年5月27日(水)17時まで	質問書【様式4】に記載の上、電子メールで提出してください。電話・FAX等での質疑応答は行いません。
質問に対する回答	令和8年5月29日(金)17時まで	本市ホームページで公開します。
企画提案書提出(プロポーザル参加申請書等提出書類一式を含む)	令和8年6月10日(水)17時まで(必着)	【紙媒体】 郵送又は持参により提出してください。 提出場所:静岡市会計室(静岡市役所 静岡庁舎 本館4階) 【電子媒体】 別途指定するフォームから提出してください。
選考結果の通知	令和8年6月26日(金)	企画提案書を提出した者に通知する。

契約候補者とならない者が説明を求めたときの説明要求期限	令和8年7月1日(水)17時まで	
説明要求に対する回答	令和8年7月3日(金)17時まで	

5 提出書類等

- (1) プロポーザル参加申請書【様式1】(1部)
- (2) 会社概要書【様式2】(1部)
- (3) 業務実績報告書【様式3】(1部)
- (4) 商業登記簿謄本(1部) ※コピー可(申請日前3ヶ月以内に証明されたもの)
- (5) 貸借対照表、損益計算書(直近3年度分)(1部) ※コピー可
- (6) 納税証明書(申請日前3ヶ月以内に証明されたもの)
 - ① 消費税納税証明書(その3又はその3の3)(1部)
 - ② 市民税納税証明書(直近1年度分)(1部)
- (7) 企画提案書

①紙媒体(正本1部、副本7部)

※正本には事業者名を明記するものとし、副本には事業者名が確認できる記載を一切行わないこと。

②電子媒体(PDF形式)

- (8) 見積書(1部)

※見積金額は税抜金額及び税込金額がそれぞれ確認できるものとする。

※見積書には代表者印を押印し、内訳明細書を添付すること。

※内訳明細書には「システム導入費用(初期費用)」、「オンライン化案内業務」、「サービス基本利用料(月額費用)」のそれぞれの区分毎に、本要領「2業務の内容」の「(4) 契約上限金額」に注意し、記載すること。

※なお、参考資料として、年間のサービス基本利用料(月額費用)を算出すること。

年間の想定件数については、参考資料を参照のこと。

※オンライン化案内通知件数は、11,000件を見込んでいます。

※過去2年における振込通知書の作成実績及び想定件数は次のとおり。

	R6年度	R7年度	想定件数
4月	9,720	11,543	11,600
5月	6,214	5,947	6,300
6月	5,478	5,565	5,600
7月	6,839	6,974	7,000

8月	5,817	6,488	6,500
9月	5,586	6,525	6,600
10月	7,402	6,986	7,500
11月	7,295	6,590	7,300
12月	7,162	7,058	7,200
1月	6,426	6,518	6,600
2月	6,188	6,557	6,600
3月	6,807	8,677	8,700
合計	80,934	85,428	87,500

- (9) 情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) の国際規格「ISO/IEC 27001」及び個人情報マネジメントシステム「プライバシーマーク」を認定していることを証する書類 (又は認定番号)

6 企画提案書について

企画提案書を作成するにあたり、次の事項に留意して作成してください。

(1) 書式

- ① 用紙サイズはA4版を基本とし、縦横どちらでも構いません。
- ② 電子媒体に納めるファイル形式は、MicrosoftWord、MicrosoftPowerPoint、MicrosoftExcel、PDF形式としてください。
- ③ プレゼンテーションを実施しないため、提案書のページ数に制限は設けませんが、簡潔かつ明瞭に記述してください。
- ④ 散逸しないような形で綴ってください。

(2) 記載項目

企画提案書の必須記載項目は、委託事業者審査基準 (別紙1) のとおりとする。なお、記載順は、審査項目の「小項目」の順に従うこととし、必ず該当する審査項目に提案内容を記載すること (ただし、「6 独自提案」は除く)。なお、提案内容が複数の項目に該当すると提案者が判断する場合は、希望する審査項目のひとつに記載するものとする (同じ提案内容を複数の審査項目で点数化することはない)。

(3) 提出方法等

【紙媒体】窓口への持参または郵送 (期日必着) とする。

【電子媒体】電子申請フォーム「LoGo フォーム」 (下記 URL) から提出する。

URL : <https://logofom.jp/form/79j2/1580128>

※提出期限【再掲】: 令和8年6月10日 (水) 17時まで

7 選定に関する事項

(1) 実施方法等

- ① 本市が設置する静岡市振込通知オンライン化業務審査会における審査員が、提出された企画提案書等の書類の評価者となります。
- ② 委託事業者審査基準（別紙1）に基づき、項目ごとに数値化して採点し、最高得点を得た者を選定業者とし、契約に向けた協議を行います。
また、最高得点を得た者が複数である場合には、配点の高い審査項目である「3-4 各種設定（本市職員）」で点数比較を行い、より点数の高い者を本業務の選定業者とします。なお同点の場合、以降は「3-7 サポート体制」で点数比較を行う。
なお、最高得点を得たものとの協議が整わない場合等契約に至らない場合は、次点者と協議を行うものとする。

(2) 要求水準を満たさない場合

以下の場合、候補者として選定しません。

- ① 「1 機能要件」から「4 導入実績」までの採点において、審査員の1名でも36点以下の評価をした場合
- ② 「1 機能要件」から「4 導入実績」までの採点において、審査項目について0点の項目が1つ以上あった場合

(3) 選考結果の通知

全ての参加者に選考結果を通知します。

8 失格条件

次の事項に該当する場合は失格とします。

- (1) 提出すべき書類に不足や虚偽の記載があった場合
- (2) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
- (3) その他この書面に示した条件に適合しない場合

9 契約手続き等

選定結果の通知後、仕様書等に提案内容を反映させた上で、候補者と契約内容について調整し、見積執行を行い、随意契約の締結手続きを行う。

10 その他

- (1) 提出していただいた書類等は、返却しません。
- (2) 提出書類作成等プロポーザルに係る費用は、貴社の負担とします。
- (3) 提出期限以降に関係書類の差し替えや再提出は認めません。
- (4) 提出書類作成等のため本市から入手した資料等がある場合は、本市の了解なく使用及び公表することはできません。

- (5) 提出書類について本市は選定手続きに必要な範囲において複製することがあります。
- (6) 提出書類は契約候補者選定の目的以外に使用しません。ただし、静岡市情報公開条例（平成15年4月1日条例第4号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示します。

11 事務局（問合せ先）

〒420 - 8602

静岡県静岡市葵区追手町5番1号（静岡市役所 静岡庁舎 本館4階）

静岡市会計室 出納係 担当者：白井

電 話：054-221-1164

メール：kaikei@city.shizuoka.lg.jp